

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御前崎市は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

御前崎市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)、児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)、その他関係法令及び条例等に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 1 支給認定に関する事務 2 利用調整及び利用決定に関する事務 3 利用者負担額算定・徴収に関する事務 4 給付費支給に関する事務 5 子育てのための施設等利用給付認定に関する事務
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、団体内宛名統合システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

基本情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表127の項
--------	-------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 〔情報提供の根拠〕 なし 〔情報照会の根拠〕 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務」が含まれる項 17の項 第一欄が「都道府県知事又は市町村長」であって、第二欄に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項 20の項 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 155の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	御前崎市役所 健康福祉部 こども未来課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1120
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	御前崎市役所 健康福祉部 こども未来課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1120
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や情報照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。子ども子育て支援に関する事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考え。
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員や事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修を行っているため、対策は十分であると考え。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月20日	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新した ため。
令和1年11月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月20日	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新した ため。
令和3年9月1日	I-4-②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 〔情報提供の根拠〕 なし 〔情報照会の根拠〕 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄に「児童福祉法による保育の実施又 は措置に関する事務」が含まれる項(13) 第一欄が「都道府県知事又は市町村長」であっ て、第二欄に「児童福祉法による負担能力の認 定又は費用の徴収に関する事務」が含まれる 項(16) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄に「子ども・子育て支援法による子ど ものための教育・保育給付の支給又は地域子 ども・子育て支援事業の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (116)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制 限)及び別表第二 〔情報提供の根拠〕 なし 〔情報照会の根拠〕 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄に「児童福祉法による保育の実施又 は措置に関する事務」が含まれる項(13) 第一欄が「都道府県知事又は市町村長」であっ て、第二欄に「児童福祉法による負担能力の認 定又は費用の徴収に関する事務」が含まれる 項(16) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄に「子ども・子育て支援法による子ど ものための教育・保育給付の支給又は地域子 ども・子育て支援事業の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (116)	事後	法改正に伴う変更
令和3年12月15日	I-1-②	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律 第65号)、児童福祉法(昭和22年12月12日法律 第164号)、行政手続きにおける特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律(平 成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」と いう。)、その他関係法令及び条例等に基づき、 特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 1 支給認定に関する事務 2 利用調整及び利用決定に関する事務 3 利用者負担額算定・徴収に関する事務 4 給付費支給に関する事務	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律 第65号)、児童福祉法(昭和22年12月12日法律 第164号)、行政手続きにおける特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律(平 成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」と いう。)、その他関係法令及び条例等に基づき、 特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 1 支給認定に関する事務 2 利用調整及び利用決定に関する事務 3 利用者負担額算定・徴収に関する事務 4 給付費支給に関する事務 5 子育てのための施設等利用給付認定に関 する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月15日	I-4-②	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 〔情報提供の根拠〕 なし 〔情報照会の根拠〕 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による保育の実施又は措置に関する事務」が含まれる項(13) 第一欄が「都道府県知事又は市町村長」であって、第二欄に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項(16) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 〔情報提供の根拠〕 なし 〔情報照会の根拠〕 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による保育の実施又は措置に関する事務」が含まれる項(13) 第一欄が「都道府県知事又は市町村長」であって、第二欄に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項(16) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116)	事後	法改正に伴う変更
令和5年9月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月20日	令和5年4月1日	事後	
令和5年9月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月20日	令和5年4月1日	事後	
令和7年1月24日	IV-8人手を介在させる作業	－	IV-8人手を介在させる作業を追加	事後	新様式に伴う変更
令和7年1月24日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	－	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策を追加	事後	新様式に伴う変更
令和7年1月24日	I-1-③	、しずおか電子申請サービス	削除	事後	使用していないシステム名の削除
令和7年1月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新したため。
令和7年1月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新したため。
令和7年1月24日	I-3	①番号法第9条第1項及び別表第一項番8、94	番号法第9条第1項 別表127の項	事後	法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	I-4-②	①番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 〔情報提供の根拠〕 なし 〔情報照会の根拠〕 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による保育の実施又は措置に関する事務」が含まれる項(13) 第一欄が「都道府県知事又は市長村長」であって、第二欄に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項(16) 第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第二欄に「子ども・子育て支援法によることのための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 〔情報提供の根拠〕 なし 〔情報照会の根拠〕 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務」が含まれる項 17の項 第一欄が「都道府県知事又は市町村長」であって、第二欄に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項 20の項 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「子ども・子育て支援法によることのための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 155の項	事後	法改正に伴う変更